平成２８年（フ）第２３１号
札幌市手稲区前田７条18丁目６番１号　前田ドエル101号
破産者　下内　和実
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８６２号
さいたま市南区辻８丁目21番16号　メゾンアキモト207号室
破産者　山本　大介
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
埼玉県南埼玉郡宮代町和戸１丁目12番４号
破産者　渡邉　泰洋
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２７０号
埼玉県坂戸市千代田４丁目14番２号
破産者　高橋　　正
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５号
埼玉県東松山市若松町２丁目17番13号
破産者　杉山　守男
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第６０号
埼玉県羽生市東３丁目２番20号　オークスプラザ羽生203
破産者　今田　　享
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２５号
川崎市多摩区枡形１丁目18番１号　テラスハウス丸山１
破産者　岩崎　公好
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
川崎市麻生区岡上17番地１　エル・アコルデ105
破産者　福井　　誠
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第１４１号
名古屋市西区大野木４丁目539番地（大野木ハイツ３Ｂ号）
破産者　濵田　光剛
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９９号
愛知県小牧市大字小牧原新田1822番地１　ビラエクセル101号
破産者　浦田　洋一
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８７号
神戸市灘区楠丘町５丁目４番16号　ロイヤルメゾン六甲Ⅳ　202、従前の住所神戸市中央区宮本通５丁目１番20号
破産者　杉原　明宏
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３号
香川県小豆郡小豆島町西村甲1513番地
破産者　丸柱　善朗
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８６号
香川県高松市錦町２丁目４の25　アルファガーデン錦町205号、住民票上の住所香川県高松市丸亀町７番地11
破産者　糸瀬　敏惠（旧姓妹尾）
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１２５号
熊本市北区室園町９番36号　コーポアルメリア102、開始決定時住所熊本市中央区本荘町753番地　レスポアール参番館105号
破産者　堀野　賀広
1　決定年月日　平成28年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６３号
北海道上磯郡木古内町字本町450番地９
破産者　遊佐　慎一
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１６７号
青森市金沢１丁目４番９号　ハイツＯＤＡ201号、開始決定時の住所青森市大字新城字平岡146番地118
破産者　佐々木知子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
福島県郡山市大槻町字南八耕地19番地の２　Ｍａｃ郡山コートⅡ501号
破産者　伊藤　松男
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
福島県郡山市大槻町字南八耕地19番地の２　Ｍａｃ郡山コートⅡ501号
破産者　伊藤　洋子
1　決定年月日　平成28年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係